

【資料 2】

若者チャレンジ応援事業（新規採択分）業務委託仕様書

1 委託業務の名称

若者チャレンジ応援事業（新規採択分）業務委託

2 委託業務の目的

若者が活躍できる社会の実現を目指し、若者の意欲や斬新なアイデアを地域活性化につなげる機会を創出するため、夢の実現を目指す若者の戦略的な取組を支援する。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 委託業務の内容

この委託業務は、県が「2 委託業務の目的」を達成するために実施する「若者チャレンジ応援事業（以下「本事業」という。）」の応募者（以下「応募者」という。）の掘り起こし、応募者の企画練り上げに要する支援、本事業の新規採択者（以下「採択者」という。）を決定するための審査会（以下「審査会」という。）の運営、採択者に対する計画の策定（補助金交付申請書等の作成を含む。）から実施までの各段階における切れ目のない支援、専門的な知見に基づいた助言等を行うアドバイザーの派遣、及び本事業に関する一般広報活動等を行うものであり、その詳細は次のとおりである。

（1）機運醸成のための各種プロモーション

県内における若者の挑戦に向けた機運の醸成と若者の県内定着・ふるさと回帰の促進を図るため、年間を通じて本事業の概要や成果を広く県民に P R するものであり、具体的には次の内容を実施すること。なお、ロゴデザインは令和 6 年度に作成したものを継続して使用する予定である。

①ホームページの制作・運用

本事業の概要やスケジュール等、事業全般に係る情報を周知・管理できるホームページを制作し、運用すること。

②メインビジュアルの制作

ホームページや各種広告等で使用するメインビジュアルを制作すること。

③一般広報活動の実施

本事業に係る最新情報や、過去採択者を含む採択事例の取組状況に関する情報収集と発信を実施すること。配信媒体は S N S 広告のほか、県内主要メディア向けのプレスリリースやウェブサイト等を想定しているが、配信内容に応じて適切なものを選択すること。

（2）応募者掘り起こしプロモーション・応募受付

応募者の掘り起こしと、第 1 期・第 2 期の応募受付に要する事務として行うもの

であり、各詳細は次のとおりとする。

①ポスター・チラシの制作、配布

募集内容を周知するチラシとポスターを制作して納品すること。

(仕様例)

ア チラシ 1種類

・ A 4 版、表裏両面、カラー（4色刷）、3,000部以上

イ ポスター 2種類（デザインは同一）

・ B 3 版、表 1 面、カラー（4色刷）、300部以上

・ A 2 版、表 1 面、カラー（4色刷）、150部以上

ただし、A 2 版は4つ折加工により A 4 版サイズで納品すること。

ア、イともデザインデータ（ai 形式等）と P D F データを併せて納品すること。

②SNS及びウェブメディア等を用いた募集広告

S N S 広告のほか、対象年齢などの特性に合わせた配信媒体を選定し、応募者数の増加につながるものとする。

③応募受付と問合せ対応

ウェブ上での応募とメール等による問合せに対応できる体制を確保すること。

なお、第1期の応募者数がワークショップ定員を上回った場合、エントリーシートの記載内容に基づき県と事務局による審査を実施し、参加者数を調整する。

（3）応募者の企画練り上げ支援

審査会の前段に、企画内容の練り上げや応募者同士のネットワーク形成等を目的として実施するものであり、各詳細は次のとおりとする。

①制度説明等を行うキックオフミーティングの開催

制度概要や先行事例等の情報を提供するとともに、応募者の挑戦意欲を向上させることを目的として、1回開催すること。なお、応募者の掘り起こしや啓発に資するものとして、募集期間内に開催することを妨げない。

②企画内容の練り上げなどに資するワークショップの開催

コンセプトやターゲットの設定方法、市場分析や構想の言語化に必要な基礎知識等、第1期応募者の企画内容の練り上げに資する情報を提供することを目的として、中間審査開始までに3回以上実施すること。

③オンラインによる相談対応

企画内容の練り上げに向けた応募者の個別相談対応を行うこと。実施時期及び回数の目安は次のとおり想定している。

実施時期	対象者	実施回数の目安
8月	エントリーシート審査落選者（希望者）	応募者1組につき1回以上
8～9月	ワークショップ参加者（全員）	応募者1組につき2回以上
10～11月	書面審査通過者（全員）	応募者1組につき1回以上
10～11月	書面審査落選者（希望者）	応募者1組につき1回以上
12月～1月	面接審査落選者（希望者）	応募者1組につき1回以上

（共通事項）

①及び②については応募者が参加しやすい日程・会場を選定の上、開催するも

のであるが、現地参加が困難な者への対応として、オンラインによる同時配信や録画配信等の手段も用意すること。

(4) 審査会運営業務

中間審査及び最終審査の2審査会の事前準備及び運営業務を行うものであり、各詳細は次のとおりとする。

①外部選考委員の選定、日程調整及び謝金・旅費等の支払

外部選考委員については、地域活性化に向けた取組を実践し一定の成果を収めている者や、経済・文化活動などで高い専門性と実績を有する者、創業支援に習熟している者など、実践的な視点で応募内容を選考できる者とし、多様な価値観に対応できるよう専門分野や男女比を考慮の上提案すること。また、応募者の血縁者や、応募者が携わっている事業の取引関係者など、一定の利害関係を有する者を選考委員とすることはできないので留意すること。

定数は中間審査が2名以上、最終審査が3名以上である。なお、同一の者が中間審査と最終審査の両方を担うことを妨げない。最終的な人選は県と受託者が協議の上、決定する。

②中間及び最終の2審査会の運営

採択者を決定するための審査会運営業務であり、各審査会の概要は次のとおりである。

ア 中間審査

- ・ 応募者の中からおおむね半数程度を最終審査対象者として選出する。
- ・ 事前に応募者から審査書類を提出させ、書面により行う。

イ 最終審査

- ・ 中間審査通過者を対象に面接審査を行い、採択者を決定する。
- ・ 審査書類の記載内容に応募者のプレゼン及び質疑応答による説明を加味して審査を行う。

その他、選考基準を含む運営方法等の詳細については、県と受託者が協議の上、決定する。

(5) 企画実現支援

採択者の構想の実現に向けた伴走支援を実施するものであり、各詳細は次のとおりとする。

①採択者への相談対応等

採択者自身がその取組を円滑に進められるよう、現状や課題等を客観的な視点で把握し、方向性の整理等を図るために行うものであり、おおむね、次の内容を実施すること。

ア 採択者の取組に関する課題整理、進捗管理及び相談対応

イ 採択者の取組テーマに関連する類似事例の紹介や、各種制度・セミナー等の情報収集及び提供

ウ 留学・研修先等の情報提供やマッチング、入学に向けた各種調整及び受講支援

エ 採択者の企画の実現に向けた実証のサポートや人的ネットワークの形成支援

オ 外国語の請求書や領収書の翻訳及び内容確認など、補助金関係書類の作成支援

なお、相談対応等に必要な面談を採択者1名について委託期間内に2回以上実施すること。実施方法は対面方式、オンライン方式いずれでも可能とするが、支援計画や採択者の利便性等を考慮した上で適切な方法を選択すること。

また、面談の都度、その対応記録を受託者が作成の上、県宛てに提出すること。

②アドバイザーの派遣

採択者の取組テーマに関係性の深い分野の専門家による助言機会を設けることで、企画内容の実現性向上等を図ることを目的に行うものであり、具体的には次の業務を実施すること。

ア アドバイザーの選定及び採択者とのマッチング

イ 採択者及びアドバイザーとの調整、派遣に係る諸準備

ウ 派遣当日の現地におけるコーディネート業務

エ アドバイザーへの謝金、旅費等の支払

オ 派遣記録の作成及び県への報告

なお、アドバイザーの選定及び採択者とのマッチングに当たっては、採択者が希望するテーマや目的、取組段階に配慮したものとし、その人選についても、経済・文化活動などで高い専門性と実績を有する者、創業支援に習熟している者など、実践的な視点で助言できる者を選定すること。

派遣は採択者1名について委託期間内に2回程度行うこと。ただし、この回数は採択者の要望やアドバイザーの謝金及び旅費等を踏まえ、県と調整の上で変更できるものとする。実施方法は対面方式、オンライン方式いずれでも可能とするが、支援の実効性や採択者の利便性等を考慮した上で適切な方法を選択すること。

オについては、派遣の都度、アドバイザーの概要や助言内容等に関する記録を受託者において作成の上、県宛てに提出すること。

（６）応募者を対象としたアンケート調査の実施

本事業の効果検証を目的に、応募者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を分析すること。

なお、アンケート項目や実施時期などについては、県と受託者が協議の上、決定する。

（７）報告書の作成

次の内容を盛り込んだ業務実績報告書を作成すること。

①上記（１）から（６）までの実施状況及び分析結果

②本事業の改善を要する事項等に関する提案 等

５ 留意事項

（１）令和７年度における本事業の実施スケジュールは、次のとおり予定している。詳

細な日程は、県と受託者が協議の上、決定する。

- ・募集期間①（事前伴走支援あり） 6月中旬～7月中旬
- ・エントリーシート審査 7月下旬
- ・キックオフミーティング 8月上旬
- ・ワークショップ 8月～9月
- ・応募者オンライン相談対応 8月～1月
- ・募集期間②（事前伴走支援なし） 9月
- ・中間審査（書類審査） 10月
- ・最終審査・採択者決定 11月
- ・採択者伴走支援 12月～3月
- ・一般広報・プロモーション 通年



(2) 本事業の応募数及び採択数は、次のとおり想定している。

- ・応募数・・・25件程度（第1期）
10件程度（第2期）
- ・採択数・・・最大8件

なお、応募数等が想定を上回った場合、県と受託者が協議の上、調整を行うものとする。

(3) 本事業は、対象分野を限定せず、若者ならではの斬新なアイデアを生かした取組や、これまで取り組まれてこなかった分野への挑戦など、次代を担う若者の夢の実現を支援するものであることから、採択者の意向を尊重した支援内容とするよう工夫すること。

(4) 採択者への支援は採択から最長で2年間と長期に及ぶことから、事前に県と協議し、必要に応じて全体の支援計画を作成するなど、中長期的視点を持った効果的な支援を行うこと。

(5) その他事業効果を高めるための独自提案を盛り込むこと。

6 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- (1) 4 (1) ①WEBサイト原稿データ
- (2) 4 (1) ②メインビジュアル原稿データ
- (3) 4 (1) ③SNS及びWEBメディア一般広告記事原稿データ
- (4) 4 (2) ①ポスター及びチラシの印刷物及び原稿データ
- (5) 4 (2) ②SNS及びWEBメディア募集広告記事原稿データ
- (6) 4 (7) 報告書2部及び原稿データ(pdf形式等)
- (7) 記録用写真データ一式(jpg形式等)
- (8) その他業務に付随する制作物(最終審査会のチラシデータ等)

7 その他

- ・この委託業務の実施に当たっては、県と十分に協議すること。
- ・個人情報の適切な取扱いに必要な体制を確保すること。
- ・成果品の著作権は、県に帰属するものとする。
- ・成果品の納品場所は、県あきた未来創造部地域づくり推進課とする。
- ・現年度の受託事業者が次年度の契約締結に至らなかった場合には、次年度の受託事業者に対して本業務の引き継ぎに必要な措置を講じること。
- ・この仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。